



監督署だより

瀬峰労働基準監督署

全国労働衛生週間『10月1日から10月7日』

スローガン

『健康職場 つくる まもるは みんなが主役』

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。9月中は準備月間、10月1日～10月7日が本週間となります。

それぞれの職場で、安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、それぞれの職場に応じ、さまざまな取組を展開されるようお願いします。

全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

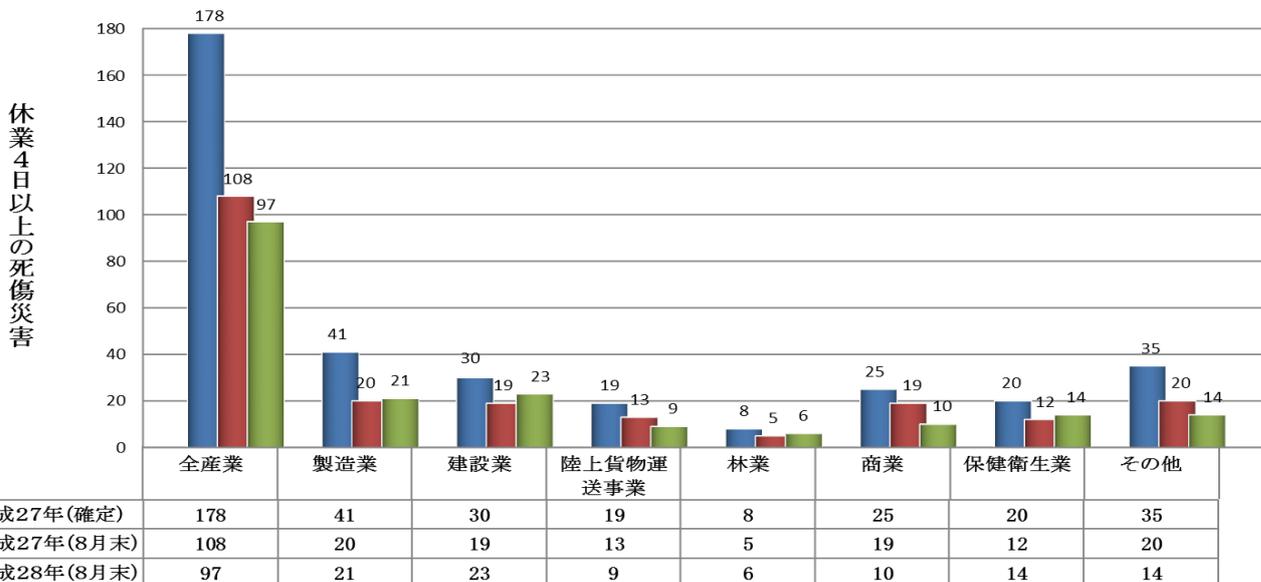
瀬峰署管内における一般定期健康診断状況について

平成27年一般定期健康診断結果報告を見ると何らかの所見が認められた労働者の割合は全産業で**56.6%**となっており、前年平成26年(57.7%)と比較すれば1.1ポイント減少したものの、平成27年の全国の有所見率(53.2%)を3.4ポイント上回っている状況となっています。産業別では、**建設業**が最も高く**70.6%**、次いで**運輸交通業**の**61.6%**、**保健衛生業**の**60.4%**の順となり、健診項目別では、**血中脂質検査**が最も多く**41.7%**、次いで**肝機能検査**の**18.7%**、**血圧**の**16.6%**と続いています。

事業者の皆さんには定期健康診断結果に基づき、医師への意見聴取を勘案し、適切な事後措置や保健指導等を実施し、働く皆さん自身も保健指導を利用するなど日頃から健康管理に留意してください。

労働災害発生状況（平成28年8月末現在）

主要業種別前年確定と前年同月比



労働災害発生状況 全産業計において前年同期 比で11人減少！

全産業において、8月末現在で、休業4日以上之死傷者数は、死亡者2名を含む97名と前年同期比で11名減少しています。

業種別では、製造業、建設業、保健衛生業が前年同期に比べ、増加傾向となっています。

従業員に対するストレスチェック、実施されましたか？

昨年12月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、規模50人以上の事業場におきましては、1年以内ごとに1回、「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）」の実施が義務付けられ、該当する事業場は本年11月末日までに実施する必要があります。もし、ストレスチェック制度の導入自体でお困りでしたら、「宮城産業保健総合支援センター」（TEL 022（267）4229）で支援が受けられますのでご活用ください。

また、ストレスチェックを実施された事業場におかれましては、様式第6号の2により検査結果等報告書を労働基準監督署に提出いただくようお願いします。

宮城県最低賃金改定のお知らせ

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が以下のとおり改定されます。

時間額 **748円** （平成28年10月5日から）

最低賃金の計算には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④賞与等、⑤時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者にか宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。